

兵庫医科大学病院 病院長規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人兵庫医科大学（以下「法人」という。）が兵庫医科大学病院（以下「病院」という。）に置く病院長に関して、必要な事項を定める。

(病院長の医療法上の位置づけ)

第2条 病院長は、医療法に基づく病院の管理者となる。

(病院長の任務と権限)

第3条 病院長は、法律等に基づくものを含め、理事長の命を受けて次の各号に掲げる任務を行う。

- 1 医療安全管理について、十分な知見に基づく高度な医療安全管理体制の確保に關すること
 - 2 高度かつ先端的な医療の提供に關すること
 - 3 病院組織の総合的な状況把握と、これらを含めた適切な病院の管理及び運営に關すること
 - 4 高度の医療技術の研究・開発及び評価に關すること
 - 5 学生、医師、関連医療職の医療に關する教育・研修等の実施に關すること
 - 6 地域医療機関との連携に關すること
 - 7 診療及び病院の運営等に關する諸記録の適正な管理に關すること
 - 8 病院に關する経営情報等の把握と経営状況の改善に關すること
 - 9 病院情報システムの管理に關すること
 - 10 病院の個人情報管理に關すること
 - 11 病院の事業計画、予算の策定・管理に關すること
 - 12 常務会、理事会への病院部門の意向反映及び病院職員への経営方針等重要事項の周知に關すること
 - 13 その他、理事長から特別に委任された事項に關すること
- ② 病院長は前項各号の任務遂行のため継続したリーダーシップを果たすとともに、管理運営上必要な意思決定、人事、予算執行に關する適切な権限を有する。
また、病院幹部会議及び病院部長会において審議事項の決定を行う。
- ③ 病院規程第6条第1項に規定する責任者が、第3条第1項の任務遂行を阻害し、管理運営上、病院に不利益を与えた場合若しくはその恐れがある場合、病院長は病院幹部会議において審議を行った上、病院規程第7条に規定する責任者の解任又は業務の制限について理事長に上申することができる。

(病院長の任期)

第4条 病院長の任期は3年とし、再任することができる。ただし、再任期間は2年とし、5年で任期満了とする。

(病院長職の取扱い)

第5条 病院長職を専任とするか兼任とするかは理事会が決定する。

② 病院長職を専任とした場合の在任期間中の当該講座の教授選考については別に定める。

(病院長の選考)

第6条 病院長の選考については、病院長選考規程において定める。

(病院長の解任)

第7条 理事長は病院長が第3条第1項各号の任務を遂行できないと判断した場合、学校法人兵庫医科大学寄附行為第18条第11項の規定に基づき、理事会の議決により解任することができる。

(その他)

第8条 その他、病院長に関して必要な事項は別に定める。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、病院事務部が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、常務会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年8月1日から施行する。